

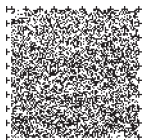
しょうがいしゃぎゃくたいぼうし  
障害者虐待防止

と  
けんりようご  
権利擁護



平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されます。  
これにより、障害者への虐待を発見した場合には、通報が義務化されることとなります。障害者への虐待は絶対にあってはならないことです。  
地域のみなさん一人ひとりが、日頃から虐待をより身近な問題としてとらえ、虐待の防止と早期発見に向けた「気付き」を大切にしてください。  
障害のある方々が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、わたしたちができることがきっとあるはずです。

いしかわけん  
石川県



# 障害者虐待防止法とは？



## 障害者の権利や尊厳を守る法律です

障害者に対する虐待は、障害者の権利や尊厳を著しく傷つけるものです。

障害者虐待防止法（正式名称：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、障害者の権利や尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進を目的として、平成23年6月に成立し、平成24年10月から施行されます。

なお、この法律は、障害者自身に対する支援に加えて、その家族などの養護者に対する支援の必要性についても定められています。

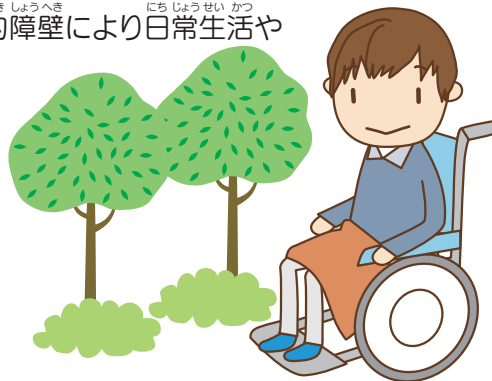
障害者の権利擁護を基本とした切れ目のない支援体制のあり方を、地域全体で考えていきましょう。

## 対象となる障害者とは

障害者虐待防止法は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）のある人を対象としています。また、そのほか、心身の機能の障害や社会的障壁により日常生活や社会生活が困難な人も対象となります。

※ 18歳未満の人も対象となります。

※ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。



## 障害者虐待の3類型

障害者虐待防止法では、障害者虐待は以下の3種類に分けられています。

### 養護者による障害者虐待

- 障害者の身の世の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等による虐待を言います。



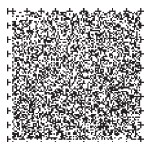
### 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に従事する職員による虐待を言います。



### 使用者による障害者虐待

- 障害者を雇用している事業主などによる虐待を言います。



# 障害者虐待とは？

どんなことが障害者虐待にあたるのでしょうか？  
様々な形態の虐待があります。



## 1 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為

- 平手打ちする
- 殴る
- 蹴る
- つねる
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- 柱やイスやベッドに縛り付ける
- 部屋に閉じ込める
- 施設側の都合で不要な薬を服用させるなど

## 2 性的虐待

本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）

- 性交
- 性器への接触
- 性的行為を強要する
- 裸にする
- キスをする
- わいせつな言葉を発する、映像をみせる など



## 3 心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

- 「バカ」「アホ」など、侮辱するような言葉を浴びせる
- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子ども扱いする
- 意図的に無視するなど



## 4 放棄・放置（ネグレクト）

食事や排せつ、入浴、洗濯などの身の世話をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること

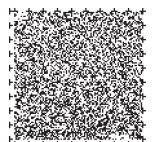
- 十分な食事や水分を与えない
- 劣悪な住環境の中で生活させる
- 同居人等による1～3の虐待を放置するなど

## 5 経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- 年金や賃金を渡さない
- 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- 本人の同意なしに年金等を管理して渡さないなど

このほかにも、「セルフ・ネグレクト」（自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態）の障害者も多く、1から5の虐待同様に積極的な周囲の支援が望まれます。





# みんなで防ごう！障害者虐待！！

## 障害者への虐待は、

- 特定の人や家庭で起こるものではなく、どこでも起こりうる身近な問題です。
- 虐待している側に、虐待をしているという認識がない場合があります。
- 虐待を受けている障害者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられない場合があります。



虐待を受けている障害者も、また、虐待している側も、ともに苦しんでいます。

みなさん一人ひとりがこの問題をしっかり認識し、地域における見守りネットワークを作っていきましょう。

## サインを見逃さないことが早期発見の第一歩です。

虐待を受けていても、障害者が自らSOSを訴えられない場合があります。  
 小さな兆候を見逃さずに、早期発見に努め、虐待の深刻化を防ぎましょう。  
 虐待が疑われる「サイン」として以下のようなのを参考としてください。

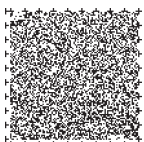
## 障害者虐待発見チェックリスト

- ※複数に当てはまる場合は、疑いがそれだけ濃いと判断できます。
- ※これらはあくまでも例示です。完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。  
 類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

### 身体的虐待のサイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある

- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない



## 性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわられるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

## 心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどのパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食・拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする



## 放棄・放置のサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行かなかった
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない



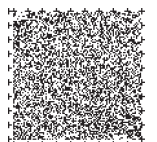
## 経済的虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているのに、貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える



## セルフネグレクトのサイン

- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる
- 昼間でも戸戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする



# 障害者虐待への具体的な対応

## 通報・届出の流れ

養護者による  
障害者虐待を  
例として

虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障害者本人からの届出には、市町が責任主体となって対応します。生命などにかかわるような緊急性を伴う場合には、障害者の安全を最優先とします。また障害者本人への支援と同時に、家族など虐待する側の支援も行います

虐待発見!!

通報しなければ...

もしかしたら

虐待かもしれない...



自分は虐待されている...  
助けて欲しい...

このままでは虐待になって  
しまうかもしれない...

### 市町障害者虐待防止センター

※各市町の障害者虐待防止センターについては、P8をご参照下さい。

※通報や届出を受け付け、その内容を記録します。(お知らせいただいた方の秘密は守られます。)

通報や届出の内容を検討し、虐待の疑いがあるかどうかや緊急性の判断を行います。

事実確認、訪問調査(安否確認)  
※障害者の状況や事実関係の確認を行います。

ケースに対する協議を行い、援助方針・支援内容や関係機関の役割等について決定します。

#### 立ち入り調査

※緊急性や重大性があるにも関わらず、本人の安否確認ができない場合や、家族等の養護者の協力が得られない場合に認められます。  
※また必要に応じて、警察機関と連携し実施します。

#### 関係機関・関係者による支援の実施

成年後見制度

利用開始の審判請求

養護者への支援

相談、指導および助言  
養護者負担の軽減

障害者への支援

相談、指導および助言

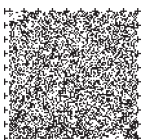
障害者の保護

短期入所 入院  
施設入所  
(やむを得ない事由による措置)

#### 定期的な訪問等による再発の防止

※現在の支援が適切であったかどうかをチェックし、支援方針、内容、関係機関の役割の再検討を行います。

- 通報者や届出者を特定する情報は慎重に取り扱われ、市町職員には守秘義務が課せられています。
- また、通報者が施設や職場の職員の場合には、通報を理由に解雇などすることは禁じられています。
- 匿名による通報でも、通報内容は受け付けます。





# みんなで作る 障害者虐待防止ネットワーク

- 障害者虐待防止法は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務を定めています。「虐待かもしれない」と気付いたら、早めの相談がとても重要です。
- また、障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止等における、国及び地方公共団体、国民、その他さまざまな各関係機関に対する責務を定めています。
- それぞれがそれぞれの立場で、求められる役割を果たし、地域における総合的な障害者虐待防止ネットワークを作っていきましょう。

## 1 養護者による障害者虐待



介護の負担が重い…  
耐えられなくなりそう…

だれに悩みを相談したい…

身体に小さな傷やあざがある…  
大丈夫かな？

最近、近所のあの人を見かけない…どうしたんだろう？



家族からの引き離しは、障害者の保護の必要性や緊急性から、やむを得ない時に行います。  
虐待対応の原則は、安心して暮らせる在宅生活の立て直しです。

小さな兆候を見逃さず、「虐待かな？」と思ったら、まずは市町障害者虐待防止センターに相談しましょう。  
特定の人や家庭で起こるものではなく、どこでも起こりうる身近な問題です。

## 市町障害者虐待防止センター

※通報者（相談者）の秘密は厳守します。



## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



施設で日常的に行われていることだけど、これは「不適切な行為」では？

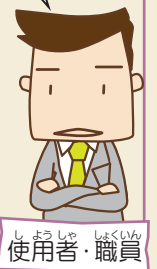
発見者が障害者福祉施設従事者等の場合にも通報義務があります。  
障害者福祉施設の設置者等には、職員研修の実施、苦情処理体制の整備など、虐待防止のための措置を講ずる必要があります。

## 3 使用者による障害者虐待

障害者との関わり方がむずかしい…

あのやり方は「指導」や「しつけ」の範囲を超えているのでは？

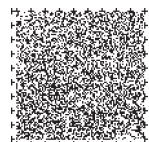
使用者には、職員研修の実施、苦情処理体制の整備など、虐待防止のための措置を講ずる必要があります。



上記の他、保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見や、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています。

- ・障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

さらに、学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者には、職員等に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置を講ずることが求められています。



# しょうがいしゃぎやくたいに 障害者虐待に 関する とどけでつうほうまどぐち 届出・通報窓口

「虐待かも  
しれない」



「誰かに聞いて  
ほしい」

と思ったら、ひとりで悩まずすぐにお住まいの  
『市町障害者虐待防止センター』までご連絡ください。

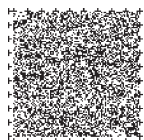
※相談は無料です。秘密は厳守します。

| 市町名                          | 機 関 名                              | 電話番号         | FAX番号        | 休日・夜間 17:15 ~ 8:30                    |
|------------------------------|------------------------------------|--------------|--------------|---------------------------------------|
| 南加賀地区                        | 小松市 小松市障害者虐待防止センター 小松市ふれあい福祉課内     | 0761-24-8182 | 0761-23-0294 | 0761-24-8182                          |
|                              | 加賀市 加賀市障害者虐待防止センター 加賀市障がい福祉課内      | 0761-72-7852 | 0761-72-7797 | 0761-72-7852                          |
|                              | 能美市 能美市障害者虐待防止センター 能美市福祉課内         | 0761-58-2231 | 0761-58-2294 | 0761-58-2231                          |
|                              | 川北町 川北町障害者虐待防止センター 川北町福祉課内         | 076-277-8388 | 076-277-8355 | 076-277-1111<br>(川北町役場代表電話)           |
| 石川中央地区                       | 金沢市 金沢市障害者虐待防止センター 金沢市障害福祉課内       | 076-220-2289 | 076-232-0294 | 076-220-2121<br>(金沢市役所当直室 17:45~9:00) |
|                              | かほく市 かほく市障害者虐待防止センター かほく市健康福祉課内    | 076-283-7120 | 076-283-4116 | 076-283-1111<br>(かほく市役所代表電話)          |
|                              | 白山市 白山市障害者虐待防止センター 白山市障害福祉課内       | 076-274-9526 | 076-275-2211 | 076-276-1111<br>(白山市役所代表電話)           |
|                              | 野々市市 野々市市障害者虐待防止センター 野々市市福祉総務課内    | 076-227-6063 | 076-227-6251 | 076-227-6000<br>(野々市市役所代表電話)          |
|                              | 津幡町 津幡町障害者虐待防止センター 津幡町健康福祉課内       | 076-288-7926 | 076-288-4354 | 076-288-7926                          |
| 内灘町 内灘町障害者虐待防止センター 内灘町介護福祉課内 | 076-286-6703                       | 076-286-6704 | 076-286-6703 |                                       |
| 能登中部地区                       | 七尾市 七尾市障害者虐待防止センター 七尾市福祉課内         | 0767-53-8464 | 0767-53-5990 | 0767-53-8464                          |
|                              | 羽咋市 羽咋市障害者虐待防止センター 羽咋市健康福祉課内       | 0767-22-3939 | 0767-22-1048 | 0767-22-1111<br>(羽咋市役所代表電話)           |
|                              | 志賀町 志賀町障害者虐待防止センター 志賀町健康福祉課内       | 0767-32-9131 | 0767-32-0288 | 0767-32-1111<br>(志賀町役場代表電話)           |
|                              | 宝達志水町 宝達志水町障害者虐待防止センター 宝達志水町健康福祉課内 | 0767-28-5506 | 0767-28-5569 | 0767-29-3111<br>(宝達志水町役場代表電話)         |
|                              | 中能登町 中能登町障害者虐待防止センター 中能登町住民福祉課内    | 0767-72-3135 | 0767-72-3794 | 0767-72-3135                          |
| 能登北部地区                       | 輪島市 輪島市障害者虐待防止センター 輪島市福祉課内         | 0768-23-1161 | 0768-23-1196 | 0768-22-2211<br>(輪島市役所代表電話)           |
|                              | 珠洲市 珠洲市障害者虐待防止センター 珠洲市福祉課内         | 0768-82-7748 | 0768-82-8138 | 0768-82-2222<br>(珠洲市役所代表電話)           |
|                              | 穴水町 穴水町障害者虐待防止センター 穴水町住民福祉課内       | 0768-52-3650 | 0768-52-4002 | 0768-52-3650                          |
|                              | 能登町 能登町障害者虐待防止センター 能登町健康福祉課内       | 0768-72-2503 | 0768-72-8002 | 0768-62-1000<br>(能登町役場代表電話)           |

|                                      |                   |             |              |              |              |
|--------------------------------------|-------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 石川 県                                 | 石川県障害者権利擁護サポートデスク | 石川県障害保健福祉課内 | 076-225-1464 | 076-225-1429 | 076-225-1464 |
| E-mail: ishi-kenri-desk@docomo.ne.jp |                   |             |              |              |              |

## 県保健福祉センター (8:30 ~ 17:15)

|                  |  |                  |  |
|------------------|--|------------------|--|
| 南加賀<br>保健福祉センター  | TEL (0761)22-0792<br>FAX (0761)22-0805 | 石川中央<br>保健福祉センター | TEL (076)275-2250<br>FAX (076)275-2257 |
| 能登中部<br>保健福祉センター | TEL (0767)53-2482<br>FAX (0767)53-2484 | 能登北部<br>保健福祉センター | TEL (0768)22-2011<br>FAX (0768)22-5550 |



発行 石川県健康福祉部障害保健福祉課 TEL(076)225-1426 FAX(076)225-1429  
平成 24 年 9 月 〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 E-mail shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

※この冊子は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(厚生労働省)をもとに作成しております。